

川越市社会福祉施設等指導監査実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法その他の関係法令及び通知に基づき、社会福祉法人、**障害福祉サービス事業所、介護保険法による事業所、介護保険施設、社会福祉施設等**（以下「社会福祉施設等」という。）の事務処理及び運営等が適正に行われているかどうかを明らかにし、必要な助言、指導及び勧告等の措置をとるために行う指導監査の実施に関し、必要な事項を定め、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営確保を図ることを目的とする。

（実施方針）

第2条 社会福祉施設等に対する指導監査は、次の各号に掲げる実施方針に基づき行う。

- （1）指導監査は、社会福祉法その他関係法令及び通知のほか、この要綱に基づき行う。
- （2）指導監査の実施に当たっては、常に公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、社会福祉施設等関係者の理解と協力が得られるよう配慮して行う。
- （3）指導監査の実施に当たっては、社会福祉施設等が創意工夫のもとに利用者の視点にたって、社会福祉施設等の事務処理及び運営の透明性が確保できるように指導する。
- （4）指導監査の実施に当たっては、形式的、画一的な指導に陥らないように留意するとともに、社会福祉施設等の実態及び問題点を的確に把握し、問題解決及び事務処理、運営等改善の促進のための具体的な助言、指導を行う。
- （5）社会福祉施設等が自ら行う内部監査、自主点検表による自主的な点検等の内部牽制機能が、効果的に実施されるよう助言、指導する。

（監査対象）

第3条 指導監査の対象については、別表1に掲げる施設等とする。

（実施区分）

第4条 指導監査の実施区分は、新設施設指導監査、一般指導監査及び特別指導監査とする。

- （1）新設施設指導監査は、法人運営、施設運営、入所者処遇及び財務管理について指導を行うとともに、施設整備について、完成時検査に引き続いて検査を行う。
- （2）一般指導監査は、実地監査と書面監査に区分し、社会福祉施設等の運営の全般的事項について、社会福祉法その他の法令及び通知に定める規定等の遵守状況を調査、確認の上、必要な指導を行う。
- （3）特別指導監査は、社会福祉施設等が次のいずれかに該当し、社会福祉

施設等指導所管課が社会福祉法第56条第2項又は第71条に基づき「必要な措置を採るべき旨を命ずる」ための前段階として、同課と協力して行う。

ア 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。

イ 最低基準に違反があると疑うに足る理由があるとき。

ウ 度重なる一般指導監査によっても是正の改善がみられないとき。

エ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。

(実施基準等)

第5条 社会福祉施設等に対する一般指導監査の実施基準は、別表2のとおりとする。

2 新設施設指導監査及び一般指導監査の実地監査は、社会福祉施設等に向いて実施する。

3 書面監査は、事前に提出された書類による指導監査を中心に行うこととするが、必要に応じ、出頭または電話等により、対象業務の処理及び運営等の状況を確認する。

4 特別指導監査は、指導内容に応じて、それぞれの方式により行う。

(実施時期等)

第6条 指導監査の実施時期は、次の各号に掲げる基準により定める。

(1) 新設施設指導監査は、事業開始後概ね3ヶ月経過後に行う。

(2) 一般指導監査は、原則として当該年度の5月から2月までに行う。

(3) 特別指導監査の実施時期は、指導内容に応じて適宜定める。

2 指導監査の日数は、次の各号に掲げる基準により定める。

(1) 新設施設指導監査及び一般指導監査の実地監査の日数は、原則として、1社会福祉施設等当たり1日とするが、その規模及び監査内容により、変更することができる。

(2) 特別指導監査の日数は、指導内容に応じて適宜定める。

(基本方針及び実施計画の策定)

第7条 指導監査の基本方針は、次の各号に掲げる事項を基準に定める。

(1) 市の社会福祉政策及び国、県の指導方針を踏まえ、毎年度定める。

(2) 利用者の処遇の充実、社会変化に対応した社会福祉施設等の事務処理及び運営等の充実を図るため、毎年度定める。

2 指導監査の実施計画は、次の各号に掲げる事項を基準に定める。

(1) 一般指導監査の実施計画は、年間実施計画及び月別実施計画とする。

(2) 年間実施計画は、毎年度当初に、施設の種別、公立民間別、月別、実施方式別等の総括的な計画を定める。

(3) 月別実施計画は、指導監査実施月の2ヶ月前に、当該月の社会福祉施設等の指導監査日、担当監査員等実施日程表を定める。

(4) 新施設設指導監査及び特別指導監査の実施計画は適宜定める。

(実施通知等)

第8条 新施設設指導監査の実施に当たっては、その対象となる社会福祉施設等に対し、指導監査日の1ヶ月前に、自主点検表を送付するとともに、指導監査の期日、監査担当者の氏名その他必要な事項を通知する。

2 一般指導監査の実施に当たっては、その対象となる社会福祉施設等に対し、指導監査日の1ヶ月前に、自主点検表を送付するとともに、指導監査の期日、監査担当者の氏名その他必要な事項を通知する。

3 特別指導監査については、適宜通知する。

(立会い等)

第9条 指導監査の実施に当たっては、関係課所の出席又は立会いの要請を行う。

2 指導監査の実施に当たっては、当該社会福祉法人の理事長を含む複数の理事及び監事の出席を求める。

(実施方法)

第10条 新施設設指導監査及び一般指導監査の実施は、指導監査調書として自主点検表を用いることとする。

2 特別指導監査については、それぞれの内容に応じて指導監査調書等を作成する。

(講評等)

第11条 指導監査を担当した監査員は、指導監査終了後、理事長及び施設長以下関係職員の出席を求め、指導監査の結果について講評及び口頭による指示を行うものとする。

(結果の復命)

第12条 指導監査を担当した監査員は、指導監査終了後、すみやかに、その結果について上司に復命する。

(結果の検討)

第13条 新施設設指導監査及び一般指導監査を担当した監査員は、指導監査の結果を分析、検討し、問題点、解決を要する課題及び改善指導事項をまとめ、別に定める検討調書を作成する。

2 一般指導監査については、毎月1回、監査員による事前検討を行った上、関係課所との協議を行い、文書による改善指導事項及び口頭による改善指導事項を選定する。

3 特別指導監査については、それぞれの内容に応じ、必要な手続きを経て、

口頭又は文書で必要な助言、指導を行う。

(結果の通知等)

第14条 指導監査の結果については、当該社会福祉法人理事長等あてに文書をもって通知する。

2 文書による改善指導事項については、当該社会福祉法人理事長等に対し、所定の時期までに、その改善状況等の報告を求める。

3 文書による改善指導事項に対する回答に疑義又は改善状況が不十分と認められる場合は、その都度必要な指導を行う。

(関係機関との連携)

第15条 指導監査の趣旨に鑑み、常に関係課所との連携を密にする。

2 指導監査の重点事項及び実施計画の策定並びに指導監査の実施及び結果の処理に当たっては、関係課所と十分な連携のもとに行う。

(その他)

第16条 この要綱で定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）指導監査の対象となる施設等

- 1 主たる事務所が、本市の区域内にあって、その行う事業が本市の区域を越えない社会福祉法人
- 2 本市の区域内にある次の施設（本市が運営する施設を除く。）
 - (1) 生活保護法に定める保護施設
 - (2) 老人福祉法に定める養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - (3) 介護保険法に定める介護保険施設
 - (4) 障害者自立支援法に定める障害者支援施設
 - (5) 児童福祉法に定める母子生活支援施設及び保育所等
 - (6) 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等

別表 2 (第 5 条関係) 一般指導監査の実施基準

対 象 施 設	実 施 基 準
<p>社会福祉法人</p>	<p>1 一般指導監査は実地監査とする。</p> <p>2 以下のいずれも満たすものについては、一般指導監査を2年に1回とする。</p> <p>ア 法人本部の運営について社会福祉法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。</p> <p>イ 当該社会福祉法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。</p> <p>3 2のア、イに関して問題が認められない社会福祉法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき、又は、当該法人において苦情解決の取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するときは、一般指導監査を4年に1回とすることができる。</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して認めるものに限る。なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取り扱う。</p> <p>イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加</p>

	<p>え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている)</p> <p>4 社会福祉法人の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、1 および2 の取扱いによらず随時指導監査を実施する。</p>
<p>保護施設、老人福祉施設、 介護保険施設、障害者支援施設</p>	<p>1 年1回実地監査を行う。</p> <p>2 運営状況が良好と認められるものについては、1 の取扱いによらず2年に1回書面監査とすることができる。</p>
<p>児童福祉施設等</p>	<p>年1回実地監査を行う。</p>
<p>介護保険サービス事業所、 障害福祉サービス事業所等</p>	<p>1 原則3年から5年に1回実施監査を行う。</p> <p>2 年1回集団指導を行う。</p>